

大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分運營業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、大田区（以下「甲」という。）が、大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分（以下「増築工事部分」という。）で運営する業務の一部を、事業者（以下「乙」という。）に委託するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託場所等

委託を行う名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分
所在地	大田区中央四丁目30番11号
開設	平成31年3月中（予定）
概要	地下1階、地上5階建て 延床面積約 1,667 m ²

3 委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

4 増築工事部分における業務時間及び休館日等

(1) 時間等

① 有床診療所

月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分までとする。土曜日、日曜日及び祝日は休館日とする。その他必要な支援や業務を行う際は別途甲と協議する。

② 短期入所

祝日を含む月曜日から日曜日までの0時から24時までとする。サービス提供時間帯等は協議の上甲が定める。その他必要な支援や業務を行う際は別途甲と協議する。

③ 18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業

月曜日から金曜日までの8時30分から19時00分までとする。サービス提供時間帯等は協議の上甲が定める。土曜日、日曜日及び祝日は8時30分から17時00分までとする。その他必要な支援や業務を行う際は別途甲と協議する。

④ 放課後等デイサービス・地域支援事業（法外事業）

月曜日から金曜日までの8時30分から18時00分までとする。サービス提供時間帯等は協議の上甲が定める。土曜日、日曜日及び祝日は休館日とする。その他必要な支援や事業を行う際は別途甲と協議する。

⑤ 業務日・時間等の変更

上記の曜日・時間等は、行事等の都合により変更する場合がある。その際には、甲は乙と事前に協議するものとする。

(2) 休館日

1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

上記以外に、施設管理上の休館日を設ける。日時等については協議の上別途甲が指定する。

5 業務委託内容

- (1) 増築工事部分の運營業務及び運営にかかる設備等の点検整備を行う。
- (2) 今回の募集において委託する内容は、それぞれの業務委託仕様書のとおり。
- (3) 乙は、増築工事部分の運營業務等を行う統括管理者を置くこと。統括管理者は障がい者福祉業務において豊富な経験と識見、能力を有し、施設の長として勤務経験を有する者とする。また、統括管理者は併せて医師法第10条に定める管理者、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日号外厚生労働省令第171号）第116条に定める管理者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号）第4条に定める管理者、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の業務の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日号外厚生労働省令第28号）第4条に定める管理者とする。ただし、当該業務に支障がない場合は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。また、有床診療所、短期入所事業、障害者相談支援事業、特定相談支援事業、放課後等デイサービス事業、地域支援事業（法外事業）の管理者を兼務すること。
- (4) 乙は、増築工事部分も含めた大田区立障がい者総合サポートセンターが障がい者の生活をサポートする拠点としての役割を有することを十分認識し、その役割を十分に果たすためにも、甲の指示のもと各関係機関や障害者団体との連携に努めること。
- (5) 甲は、毎年、大田区立障がい者総合サポートセンター全体として『さぼーとびあスペシャルデー』の行事を開催することとしている。乙も本イベントに計画段階から参画し、実施にあたって必要な業務を担当すること。イベントの開催日時、役割分担に関しては、別途甲と協議すること。また、イベント時だけではなく、日頃から近隣地域住民や近隣関係機関との交流に努めること。
- (6) 増築工事部分も含めた大田区立障がい者総合サポートセンターの建物全体は、大規模災害発生時は福祉避難所となることとしている。乙は、大田区の防災施策・災害時要援護者施策を熟知し、平常時には甲が実施する各種訓練に参加すること。また、災害時には甲と協力して福祉避難所の開設・運營業務に携わること。このため、乙は、甲の定める災害時動員計画に準じた動員計画をあらかじめ作成すること。
- (7) 乙は、専門性が高く質の高い障害福祉サービスを継続して提供するため、日頃より障がい者福祉はもとより障がい者支援に関連する周辺分野に関する研鑽を怠

らず、かつ、各業務に従事する職員の確保・育成・定着に努めること。また、採用職員または採用予定職員に対しても必要な研修を実施すること。

(8) 障がい児者が増築工事部分で実施する障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等を利用する際には、大田区長と障がい者（又は障がい児の保護者）との間で契約締結となるが、乙は、契約内容や重要事項の説明等、契約手続きにあたって甲と協力体制を構築すること。

(9) 増築工事部分で実施する障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等についての介護給付費、計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費及び放課後等デイサービス給付費請求事務と、有床診療所での外来・入院による診療報酬関係事務は甲が行うが、本事務を滞りなく実施するため、乙は甲の指示に基づき、業務委託に関する必要な事項を書面により定められた期限までに甲に報告すること。具体的な方法については別途甲と協議すること。

(10) 甲が障がい児福祉サービスの充実・発展のために必要があると判断したときは、乙に新規業務の試行実施を依頼することがある。その際は、乙は甲と協議し、その実施について協力するものとする。

(11) その他、以下の設備等の点検整備について甲と協議の上必要な措置を講じること。

- ① 運営にかかる設備の点検・安全及び環境意識の向上に関すること
- ② 備品の確認と維持点検に関すること
- ③ 消耗品の確認と管理に関すること
- ④ 火災・盗難その他事故防止に関すること
- ⑤ 個人情報流出防止に関すること
- ⑥ 災害・危機管理に関すること
- ⑦ 避難訓練の実施に関すること
- ⑧ 施設の開閉・鍵の施錠等に関すること
- ⑨ その他運営にかかる設備について必要な事務に関すること

6 法令等の遵守

(1) 乙は、障害者総合支援法及び児童福祉法、並びに医療法、その他関係法令等、区の例規を遵守し、障がい者福祉の向上に努めるものとする。

(2) 乙は、業務の実施にあたり、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）や最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

7 守秘義務

(1) 乙は、業務委託の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、その他個人情報の保護に関する法令、大田区個人情報保護

条例（平成10年10月12日条例第66号）、大田区個人情報保護条例施行規則（平成10年10月23日規則136号）及び別添の個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(2) 乙の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8 情報セキュリティ

(1) 乙は、甲から提供される利用者の名簿等に関する取り扱いについて、大田区個人情報保護条例及び大田区個人情報保護条例施行規則で定めるほか、甲が定めるもの以外については乙が持ち込むパソコンや外部メディア媒体に記録してはならない。また、乙が前述の名簿等を保管する場合は鍵がかかる保管庫等に保管し、これらを保管・管理する者を定め管理者の許可なく閲覧及び持ち出しすることを禁ずる。

(2) 乙が独自に作成した利用者の情報等については、その情報を利用する場所を事務室内にとどめ、情報等が記録されたパソコンや外部メディア媒体等を外に持ち出すことを禁ずる。

(3) 乙が持ち込むパソコン等については、情報機器一覧とネットワークの概要を甲に報告するものとする。なお、持ち込むパソコン等に変更があった場合も含む。必ずウイルス対策ソフトウェアを導入し、1日1回は定時に検疫処理を自動実行するものとする。また、ウイルス対策ソフトウェアの版元のウイルス定義ファイルの更新データを自動実行で必ず更新すること。更新周期は、ソフトウェア会社の提供周期に合わせるものとする。

9 情報公開

乙は、業務を行うことにより知り得た情報について、甲が大田区情報公開条例（昭和60年11月28日条例第51号）に基づく公開を行うにあたり協力するものとする。

10 事故責任及び損害賠償

(1) 業務委託の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(2) 施設とその付帯施設の施工上の不備や不都合により乙又は第三者に損害を与えたときには、甲は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(3) 甲及び乙の責めに帰さない事由により第三者に損害を与えたときは、甲乙協議するものとする。

(4) 乙は、損害・賠償責任保険等に加入すること。

11 調査

甲は、乙に対して必要に応じて業務委託の実施状況について報告を求め又は調査できるものとする。

12 契約変更

甲と乙は、業務委託の実施に要する経費等について、契約内容を変更する必要があるときは、協議のうえ変更することができるものとする。

13 契約の解除

(1) 甲は、乙が次のいずれかに該当するときには、この契約を解除することができるとともに、乙に対して委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。

①契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと判断したとき。

②大田区契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号）又は甲の指示に違反したとき。

③社会的信用を失墜する行為があり、この契約を続行することが不相当と認められたとき。

④前 3 号までのほか、乙がこの契約条項に違反や、甲に対し偽りの報告をしたとき。

(2) 甲は、前項の定めに基づく契約の解除に生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わない。

(3) 乙は、この契約が年度途中で解除となる場合や引き続き業務委託を受託しない場合などは、十分な期間をとって甲の指示に従い引き継ぎ業務を行うものとする。

14 契約満了・解除時の措置

乙は、本契約の期間が満了した場合又は甲から本契約が解除された場合は、当該施設及び施設を速やかに現状に回復するとともに、甲又は甲が指定する者に対して業務、書類、物品等を適切に引き継がなくてはならない。

15 委託料の請求及び支払い

甲は、本契約に基づく運営委託に要する経費のうち、開設した当初の平成 31 年 3 月分は当該月に、乙からの請求に基づき支払うものとする。

甲は、本契約に基づく運営委託に要する経費のうち平成 31 年 4 月分から 6 月分については平成 31 年 4 月に、平成 31 年 7 月分から 9 月分については平成 31 年 7 月に、平成 31 年 10 月分から 12 月分については平成 31 年 10 月に、平成 32 年 1 月分から平成 32 年 3 月分までは平成 32 年 1 月に、乙からの請求に基づき支払うものとする。

(1) 請求

乙は、当該月の 10 日までに、甲に請求するものとする。

(2) 支払い

甲は、乙の請求内容を審査し適正であると認めたときは、請求日から 15 日以内に

委託料を乙に概算により支払うものとする。

(3) 委託料の経理

- ①人件費、事業費の区分を超えて支出する必要があるときは、事前に甲と協議し承認を得なければならない。
- ②乙は、甲から受領した委託料について適正な経理を行うとともに、その経理状況を明らかにした帳簿等を備え委託期間終了後5年間これを保管しておかなければならない。

16 委託料の精算

- (1) 乙は、当該年度終了後30日以内に委託料の執行の内容を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、前項の委託料に残額が生じた場合は、甲の指定日までに返還しなければならない。

17 報告

- (1) 乙は、毎月15日までに次に掲げる項目①から⑤について書類を作成し、前月分の事業実績報告書として、甲に提出しなければならない。
 - ①完了届
 - ②各事業の利用実績報告
 - ③児童出席状況
 - ④職員状況調書（非常勤職員含む）
 - ⑤職員勤務状況
- (2) 乙は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、その状況を直ちに甲に報告しなければならない。
 - ①災害その他の事故により、委託業務の実施が困難となったとき、
 - ②又はそのおそれがあるとき。利用者に事故があったとき。
 - ③その他、委託事業の適正な実施に支障をきたす事態が生じたとき。

18 再委託の禁止

乙は、原則として業務委託を第三者に再委託してはならない。しかし、有床診療所の運営において必要な場合、有床診療所の業務の一部を再委託することはこの限りではない。再委託の必要が生じたときは、事前に甲と協議し承認を得なければならない。

19 受託時等の提出書類

- (1) 乙は、業務委託の実施に当たっては、事業計画書及び歳入歳出予算書を甲に提出するものとする。また、当該年度終了後速やかに事業実績報告書及び歳入歳出決算書を甲に提出するものとする。

(2) 乙は、次に掲げる書類について受託後 15 日以内に甲に提出するものとする。

ただし、変更があった場合はその都度甲に提出するものとする。

- ①就業規則（給与規定等を含む。）
- ②職員の構成を記載した書類
- ③職員全員の履歴書の写し
- ④職員の資格証明書の写し

20 消費税

本委託にかかる消費税は、消費税法（昭和 63 年 12 月 30 日法律 108 号）別表第 1 第 7 号の規定により非課税とする。

21 社会保険等

乙は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

22 疑義の決定等

本仕様書及び特記仕様書の解釈について疑義が生じたとき又は本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定することとする。